

令和5年度裾野市農業委員会11月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時30分から午後2時30分
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室
 3. 出席委員

農業委員				農地利用最適化推進員			
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄		
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利	富岡	杉山 守正				
---	-------	----	-------	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

8	高草 富一	9	西島 則夫
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(案)の決定について
- (6) 議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会11月総会を開会します。
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、8番 高草富一委員、9番 西島則夫委員にお願いします。
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太
 郎氏を指名します。
 それでは、議事に入ります。報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出
 に対する受理について 番号1～2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第10号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
 番号1～2

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第10号 番号1～2について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第11号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
番号1～3

(議案朗読により説明)

議 長

ただ今の報第11号 番号1～3について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思います。

次に、議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第24号 農地法第3条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真によりにより説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、御宿上ケ田神明宮（じんめいぐう）から南に約150mのところに位置します。

申請地は3筆あり、調整区域内で1筆が青地、2筆が白地農地です。面積は3筆合計で1,392㎡で、地目は2筆が登記簿畑、現況休耕地、1筆が登記簿原野、現況休耕地です。

渡人は令和2年に相続により取得しましたが、現在勤めており、自身での耕作管理が難しく、売買を検討していました。

今回、業者を通して売買の話がまとまり、申請に至ったものです。

受人は経営農地が4,641㎡あり、水稻や露地野菜を栽培しており、経営農地は適正に管理されています。今後農業に力を入れ、経営規模を拡大したいと考えていました。

耕作は夫婦と同居する義父母の4人で行いますが、受人が2年、他3人が10年以上の農業経験があります。

必要な農機具も所有しており、農業経験・技術についても問題ありません。

申請地取得後の経営農地は6,033㎡です。通作にかかる時間は車で10分程度です。

従事日数の基準や地域との調和についても問題ありません。

耕作計画によると、サツマイモの栽培をする予定です。

申請地は、ほ場整備区域内にあります。組合にも今回の売買についての話はされています。周辺農地への悪影響は、特にないかと思われます。ご審議のほどお願いします。

事務局

事務局より補足説明をいたします。

本件の現地確認を行ったときは2筆での説明をしており、2筆の間に細帯で1筆ありましたが地目が原野だったため当初は申請地に入れておりませんでした。現況が明らかに3筆が一体で農地となっていることから、その筆も農地として許可が必要と判断し、後日その1筆を追加して申請書の修正をしていただきました。

また、現地確認で確認事項となっていた申請地の整備と耕作計画についてですが、耕作を開始するのはほ場整備完了予定の3年後とのことです。

売買のタイミングについては、渡人が管理が難しく、今後の管理をしてほしい意向もありこのタイミングとなりました。

今年度はほ場整備の工事が始まっており、申請地へ車両が出入りできるようになるため、そこで出た土は、ブルーベリーの作付け予定地に運び入れるとのことです。

議長

ただ今の議第24号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

現地を見たところかなり荒れており、それで耕作開始は3年後ということなので、きちんと整備できるか、また場所的にイノシシ被害は大丈夫かと思いました。

私の単なる意見です。

議長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第24号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長

続きまして、地区担当委員 11番 杉山克己委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、向田小学校の約150m南側に位置しています。

現況は休耕地となっています。

貸人は、令和元年11月11日に農地法第3条の許可を受けて、売買により申請地を取得しました。

当初は露地野菜を作付けする予定でしたが、耕うんを掛けると、建設ガラなどの破片が多く出てしまう状況であり、耕作がままならず、休耕の状態でした。

借人は、主に不動産業を営む法人です。法人の代表者は、貸人の息子です。太陽光発電事業の展開を検討していましたが、申請地を利用することで話がまとまり、申請に至りました。

発電設備の設置工事は専門事業者が発注して実施し、完成後には、事業の運営及び維持管理を行っていく計画です。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は

問題ないと思います。

建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。電力の受給契約や送電の手続きも進められています。また、転用事業を実施する資金力も確認できていることから一般基準を満たしていると考えられます。

北側は田及び畑、東側は道路、南側は宅地、西側は田に接しています。

太陽光発電設備の周囲にはフェンスを設置します。敷地内は、雑草防止のために浸透性のある防草シートを張り、その上に砕石を敷く計画で、雨水は自然浸透となります。

なお、申請地西側には貸人の所有する青地の田があります。現況は休耕となつていますが、申請地敷地内に通作路を確保する計画となっています。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ただ今の議第25号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第25号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 芹澤秀雄委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、久根公民館から約130m南側に位置します。

現況は田となっています。

借人は、貸人の息子夫婦であり、 賃貸アパートで暮らしています。

将来を見据え住宅の建築を計画し、貸人である父に相談したところ、申請地の利用について承諾を得ました。

貸人は、 農地を複数所有していますが、代替性の検討を行い、申請地で農家分家住宅の要件を満たすことが判明し、農振除外の手続きを経て、転用の申請に至ったものです。

申請地は農振農用地(青地農地)でしたが、令和5年9月に除外の手続きが完了しています。

除外後の農地区分は、第2種農地に該当します。

代替性の検討がされているため、立地基準は問題ないと思います。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正です。

都市計画法・建築基準法などの他法令との調整も図られており、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の北側と東側は貸人所有の田、南側は道路、西側は宅地に面しています。

宅地と農地との境には見切りが設置されます。汚水は合併処理浄化槽を経由して東側水路に放流します。

	以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	ただ今の議第25号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。
高草富一委員	排水を直接側溝の方につながずに、わざわざ既設の排水管につなぐのは何故か。
事務局	推察になりますが、今おっしゃられた方法もやり方としてはあり得る方法と思いますが、当事者は今回のやり方を選択したということだと思います。
井上恭男委員	浄化槽は横の田の中にあるようなのですが、そこは申請に含まれるのか。
事務局	今回の申請農地の範囲は浄化槽のある部分も含まれており、その横に田が残っているという形になります。
議 長	ほかに質疑等がありましたらお願いします。 それではお諮りします。議第25号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	それでは、全会一致で許可することに決定します。 次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 事務局から議案書の説明をお願いします。
事務局	はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号3 (議案朗読・投影写真により説明)
議 長	続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。
地区担当委員	申請地は、裾野消防署伊豆島田分署から約150m北東側に位置します。 現況は休耕地となっています。 受人は、申請地の隣接地で運送業を営む法人です。 事業の拡大に伴い、営業所敷地が手狭になってきたため、現在は営業所敷地内にある従業員駐車場を、新たに近隣に確保すべく、敷地を探していました。 渡人は、農地を所有していますが、申請地は休耕の状態でした。 今回、双方で売買の合意ができたことから、隣接する山林、雑種地を含めて駐車場敷地にする計画がまとまったため、申請に至りました。 申請地周辺は、市街地の程度までに宅地化が進行し、住宅等の施設が連たんしています。宅地化の状況が省令で定める程度に達している地域であることから、申請地は第3種農地に区分されます。 第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準は問題ないと思います。 建築物や工作物に該当する施設がなく、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。転用事業を実施する資金力も確認できていることから、一般基準を満たしていると考えられます。 市街化が進んだ立地であり、北側と東側は宅地、南側は宅地と道路、東側は道路に面しています。 隣地との境界には、見切りが設置されます。場内は碎石敷とし、雨水は自然浸透と

なります。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長

ただ今の議第25号 番号3について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員

案内図を見ると、前に家が建っていてそれを取り壊して畑にしたように見えるが、実際はどうなのか。

事務局

そのとおりで、違反状態を是正して今回の申請に至ったということです。

井上恭男委員

議事が戻りますが、先ほどの報10号の番号2も案内図を見ると同じようなケースになるのか。

事務局

その4条届出も、もともと家が建っていたところを取り壊して今家を建て直しているという状況になります。

届出エリアの取扱いとしては、届出していない状態であっても、始末書を添付して届出をすれば受理できることになっていますので、そのような運用となります。

始末書は、もともと建てられていた建物はすでに取り壊されており、一旦是正はしたものの、その後手続きをせずに着工したことの始末書ということになります。

高草富一委員

議事の議第25号の番号3について、申請地は前は小屋等が建っていて最近撤去されたと思うが、地目は畑のままのため、今回駐車場として申請したという理解で良いか。

事務局

計画図で、申請地番、
は畑地目ですが、その2筆の間にある
は雑種地、 と は山林地目です。

そのため畑地目である、 は農地法に違反していた状態であり、それを
是正して今回申請されたという状況になります。

全体を駐車場にする許可が下りれば、雑種地になるのではないかと思います。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第25号 番号3について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4～5は関連がありますので、一括して審議いたします。事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第25号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号4～5

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、「富士裾野工業団地南」交差点から、約350m東側に位置しています。

現況は畑となっています。

申請地は、登記地目は山林ですが、開墾して芝と果樹が栽培されています。

借人は、に本社を置き、建設業を営む法人です。

事業により発生する残土処分を請け負うにあたり、受入地を探していたところ、貸人の土地で承諾が得られたことから5年間の一時転用の申請に至りました。造成工事の完了後は、芝の栽培が可能な状態にして貸人に返還します。

なお、事業規模から、敷地内に調節池（ちょうせつち）を設ける必要があるため、申請地の南側部分は調節池としての永久転用となります。

農地区分は、第2種農地に該当しますが、代替性の検討がされており、立地基準は問題ないと思います。

申請地に搬入する土量は15,760m³を予定しています。

法面は2割（1:2.0）の勾配とし、芝を植栽します。

外周には、安全のためフェンスを設置します。

裾野市土地利用対策委員会の承認を得ており、静岡県盛土条例による許可を受けるための手続きも進められています。

申請は一時転用となりますが、残土処分後の農地復元の確約書、耕作管理計画書が提出され、また資金計画も適正と考えられるため、一般基準を満たしていると考えられます。

北側と東側は山林、南側は河川、西側は山林及び道路に接しています。

雨水は、敷地内の土側溝で調整池に集水し、南側の河川に放流します。

以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今の議第25号 番号4～5について、質疑等がありましたらお願いします。

（質問、意見等 なし）

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第25号 番号4～5について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号1

（議案朗読・投影写真により説明）

議長 続きまして、地区担当委員 8番 高草富一委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は、新井内科クリニックから約200m北東に位置します。利用権設定地は3筆あり、青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。面積は3筆合計で5,308m²です。

貸人は、令和4年に相続し、農地を取得しましたが、他にも農地を所有しており、管理しきれないため、農協に相談しておりました。

借人は認定農業者で、苗木や芝、苔の生産を精力的に行っており、経営規模拡大の意向がありました。

新しい農地について農協に相談したところ、貸人を紹介してもらい話がまとまり、今回の利用集積計画の提出に至りました。

経営農地は約15,141㎡で、効率的に管理されています。経験・技術についても問題はありません。

貸付期間は、10年間で、使用貸借によるものです。

耕作管理計画によると、苔を栽培し、苔を増やすための種苔として利用するとのことです。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

ご審議をお願いします。

議 長

ただ今の議第26号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

井上恭男委員

利用権設定地は、以前から苔を栽培していたように思っていたが。

岡田廣正委員

それは苔を農作物として生産していたわけではなく、やっていた苗木の栽培をやめるにあたって、その後除草剤で処理をしていたことで、そのような状態になっていたということだと思います。

議 長

ほかに質疑等ありましたらお願いします。

それではお諮りします。議第26号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。

次に、議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第26号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）の決定について 番号2

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

利用権設定地は、麦塚公民館から約300m南東に位置します。

利用権設定地は2筆あり、隣接した青地農地です。地目は公簿、現況ともに田です。面積は2筆合計2,783㎡です。

貸人は、令和2年に相続により農地を取得しましたが、今まで保全管理を行うのみでした。

借人は、10月の全員協議会で新規農業参入希望者として営農計画の説明がありましたが、新しく農業を始めたいと思い、農協に指導者の相談したところ、認定農業者を紹介してもらい、指導を受けることになりました。農地は、紹介により、中間管理事業を利用して利用権設定することで話がまとまり計画の提出に至ったものです。

借人は新規就農のため、今回利用権設定する農地2,783㎡が耕作面積となり、従事日数は260日です。耕作は夫婦2名で行い、借人は現在休職中ですが、今後は仕事を辞め、農業に専念するとのことです。

通作にかかる時間は車で約5分です。必要な農機具は所有しております。農業経験・技術については、幼い頃から実家の水稻・野菜等の栽培の手伝いをしており、認

定農業者 〃に指導を受けながら営農するため、問題ありません。
貸付期間は5年間で、使用貸借によるものです。
耕作管理計画によると、露地野菜を作付ける予定です。
周辺農地への影響は特に問題はないと思います。
ご審議をお願いします。

議 長 〃ただ今の議第26号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員 〃利用権設定地の所在地が麦塚となっているが、久根ではないか。

事務局 〃いえ。麦塚で間違いありません。

議 長 〃ほかに質疑等ありましたらお願いします。
それではお諮りします。議第26号 番号2について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 〃それでは、全会一致で許可することに決定します。
次に、議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 〃はい。議第27号 相続税の納税猶予に関する適格者証明の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 〃続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 〃願出地は5か所あり、うち3か所が国道246号西側の深良地区ほ場整備区域内にあり、中島苑から約250m南東の位置、約40m東の位置と約320m東に位置します。

また、1か所は深良地区ほ場整備区域の南側に隣接した、中島苑から約280m南東に位置し、もう1か所は赤子神社から約30m南に位置します。

願出地の面積は、区画整理後の筆7筆で合計9,802㎡です。

願出地はいずれも農地として、適正に管理されております。

願出人 〃は、 〃長男で、現在48歳で職業は会社員です。

令和5年2月に 〃亡くなったため、 〃遺産分割協議を進めておりましたが、この度、 〃願出地で農業を続けることになり、協議が整いました。

そこで、租税特別措置法第70条の6第1項による相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を申請するものであります。

現況と同じく、願出地では水稻、露地野菜を作付する計画です。

耕作管理は、 〃母と義理の兄の3人で行います。

願出地は、耕作に関する特段の支障はないものと思われま

〃共同で耕作しており、 〃体調を崩されてからは、

耕作管理を行っていました。今後自らが耕作管理を行うことについて、特段の問題はないと思いますので、よろしくご審議願います。

議 長 〃ただ今の議第27号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議 長

それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第27号 番号1について、
本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

それでは、全会一致で許可することに決定します。

ではこれをもって令和5年度裾野市農業委員会11月総会を閉会します。

令和5年11月10日 (会議録署名人)

8番署名人

高草 寧一

9番署名人

西島 則夫